

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第10回定例会・会議録

- 1 日 時 平成16年2月13日(金)
- 1 場 所 柏崎原子力広報センター(2階研修室)
- 1 出席委員 浅賀・阿部・新野・伊比・今井・金子・川口・小山・佐藤・高橋・
武本・内藤・中沢・中村・宮崎・渡辺(五)・渡辺(丈)・渡辺(洋)
以上18名
- 1 欠席委員 柴野・田辺・本間・牧・丸山・吉田
以上6名
- 1 その他出席者 柏崎市品田市民生活部長(議長)
原子力安全・保安院 山下首席統括安全審査官
原子力安全・保安院 西山企画調整課長
柏崎刈羽原子力発電所保安検査官事務所 木野所長
新潟県 原子力安全・資源対策課 熊倉係長
柏崎市 酒井防災・原子力安全対策課長
刈羽村 企画広報課 室星副参事
西山町 徳永まちづくり推進課長
柏崎刈羽地域担当官事務所、馬場所長
東京電力(株)岩城副所長
東京電力(株)川俣保修担当部長
東京電力(株)菅沼広報部地域共生室長
東京電力(株)西山技術部副部長
柏崎市防災・原子力安全対策課 布施課長代理、関矢主査
柏崎市防災・原子力安全対策課 名塚主任(事務局・司会)

事務局

皆さんご苦労様です。第10回地域の会定例会を始めさせていただきます。

欠席委員ですが、レジュメに書いてあります本間委員、牧委員、丸山委員、吉田委員の他に、柴野委員から欠席の連絡が入っておりますので全部で5名です。阿部委員は遅れるとの連絡が入っております。その他3名の方がまだ見えておりません。

レジュメの訂正をお願いいたします。説明者原子力安全保安院山下主席統括安全審査官の「主席」を「首席」に直していただきたいと思います。

品田議長

今日は寒い中お集まりをいただきありがとうございます。

早いもので定例会も10回を迎え、お陰様でまもなく1年度が終わろうとしています。

今日のメインテーマは、原子力安全・保安院との意見交換です。9時終了を目途にしまして、時間も十分ありますのでじっくり話し込みたいと思っております。それから先日開催いたしました運営委員会の報告等も、後ほど事務局よりあるかと思います。

今日の進行は、保安院の説明の中で気付いたことですか、委員の皆さんのご意見に対して必要に応じて事務局等で説明をさせていただきたいと思えます。その方が理解が進むだろうと考えておりますので、この点はご了承いただきたいと思えます。

それでは議事に入らせていただきます。最初に前回定例会以降の動きについて、新潟県、柏崎市、東京電力さんの方からそれぞれ報告をお願いいたします。

県・熊倉係長

新潟県原子力安全・資源対策課の熊倉と申します。よろしくをお願いいたします。

資料は準備しておりませんが、前回以降の動きについて説明させていただきます。

大きな動きは特にありませんが、前回以降、発電所での点検、補修の進捗に合わせまして、1月22日、1月28日、2月4日、2月9日の計4回現場での状況確認をしております。

それ以外特に変わった動きはないのですが、昨年来話題になっておりますが、発電所から放射性廃棄物が持ち出されたのではないかというお話をいただいております。今日も午後から市民団体の皆さんから申し入れをいただきましたので、これについて若干お話させていただきます。最初に県の方にお話をいただきましたのは、去年12月19日でした。この時の内容が、発電所の放射線管理区域内で発生した放射線に汚染された物を放射線測定することなく管理区域外、さらには発電所の外まで持ち出したのではないかということでしたので、県としては伺った当初から重大な関心を持って対応してきたところがあります。当初はなかなか具体的なお話をいただけないということで、私どもとしましてはまず発電所の廃棄物等の管理状況はどうであるかということから確認をしていったわけですが、細かな事案について情報公開されたのを受けまして、今回の事案自体は実際に構内で作業をされている方からの証言、申し立てによるものだということですので、もう一方の当事者、事業者の方に事実関係はどうなのか、そこを確認の上、公表してくださいと求めてきたところでもあります。

それからもう一点は、今回の案件が法律に違反するのではないかということです。具体的には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」で定められている、汚染されたものを外に持ち出さないようにという規程に違反するのではないかという話です。以上の二点に配慮して対応して来ました。

一つ目のものは申し立てによる案件だということで、実際に証言されている方のプライバシーあるいは身分の保護という微妙な問題も絡みます。実際にそういう申し立てについて処理するのであれば、先般来、話がありましたけれども、国の方で申告制度というものがあります。この制度はあてにならないというようなお話もありましたが、申告制度自体は元々JCOの事故の反省に立って、企業内で違法行為等あった場合には内部告発できるようにということで設置された制度です。ところがその後の東電トラブル隠しの時に、申告された方の情報がそのまま東電に流れたというようなことがあり、扱いが非常にまずかったという反省に立ち制度を大きく見直したものです。それまでは保安院の職員が実際に委員会を作り対応していたのですが、それを外部の弁護士や公認会計士、技術的に専門の大学の先生など外部の方々に構成する委員会で調査するようになったということで、こういう申告制度を利用することが適当ではないかというお話もさせていただきました。

もう一つは法律違反の疑いということですので、これはもう法を所管する国において適切に対応してもらえない案件ですので、保安院の方にこういう申し出があったという話を当初の段階から情報提供し、適切な対応を求めてきたところでもあります。

今回、話がだいぶ細かいところまでわかってきた中で、問題は持ち出されていたものが「放射能に汚染された廃棄物」にあたるのかどうかという法的な解釈にも関わってきましたので、この点について明確にしてくださいと国の方に求めています。一方、求めていた東京電力の調査結果は先日公表されたところでもありますし、今はもう一方の法的解釈について明確な整理ということを待っている段階です。

この件につきまして、後ほどお話があればまた説明させていただきたいと思います。

酒井課長

柏崎市防災・原子力安全対策課の酒井と申します。私の方からは昨日、柏崎市長、刈羽村長、柏崎市の議長で東電本社と保安院に行ってまいりましたので、その概要を簡単に報告いたします。お手元の資料、当日持参しました意見書をご覧ください。

まず東京電力に対しては、今後こういうことがあれば柏崎刈羽原子力発電所の存在そのものが否定をされる、そういう覚悟で対応してもらいたいと要望をいたしました。回答につきましては、社長の方では真摯に対応して、改めて回答をしたいということです。

保安院に対しては、意見ということで保安院院長に3つのことをお願いしました。その中で、分離独立という話も前からあるわけですが、保安院院長は当事者でもありますので、我々と同じ目線で良いとか悪いとかということは言えないとのことでしたし、これは前と同じということです。ただ、保安院の方に独立ということではないでしょうが、検査はどうあるべきか等、具体的なことについては、これからそういう話をする機会を持ってもいいのではないかとというようなご意見でした。

地元に応報担当官を置きたいということについては、現在地元にある事務所の職員9名で、全部そこで対応できるかどうかは別として、広報的な部分に対応できるような方向で現在検討されているということです。

コバルトの法律違反になるかどうかということについては、現在検討中ということで、追ってご回答いただけるのではないかと思います。

もう一つの資料「柏崎市市民満足度調査報告書（概要）」のご説明をいたします。14、15ページをお開きください。柏崎市では幾つかの施策がありますが、その内42の項目について住民の皆様からいただいたアンケートを集計したものです。

まず15ページの重要度の高い施策ということでは、順位として1番が医療体制の整備、次に原子力発電所の安全対策の推進が2番目に大事な施策ということで挙げてあります。これは当然、発電所が立地をしているわけですので、安全、安心について住民の理解が非常に高いということのあらわれではないかと思えます。14ページの満足度の低い施策ということでは、原子力安全対策の推進が42項目中42位と最下位となっています。中段に書いてありますが、市としてもいろいろなことをやってきましたが、現実的に住民の安心に繋がらなかったということで、施策的には非常に重要だけれども満足度が一番低いという、まさに今の原子力の置かれている状況を如実にあらわしている数字ではないかと思えます。

この市民満足度調査につきましては、次回定例会で委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思っています。よろしく願いいたします。

菅沼室長

東京電力の菅沼でございます。いつもお世話になっております。

まずお手元の資料の確認でございますが、1枚目はA4版「地域の会」第10回定例会資料、前回（1/15）以降の動きでございます。2枚目が各プラントの状況及び今後の見通しということで、プラントの現状を記したものでございます。3枚目は先ほど熊倉係長からもお話がございましたが、2月6日に物品搬出に関する調査結果を公表しておりますのでその資料でございます。

まずは1枚目の前回以降の動きで主なところを申し上げます。プレス関係では、7号機につきましては、点検中でしたが16日に制御棒の引き抜き、19日に発電開始ということで、今現在、発電させていただいております。それと1月28日には定期検査中の1号機で原子炉格納容器漏えい率検査を実施しております。2月6日に今申し上げた物品搬出に関する調査結果の公表しております。なお、本日13日、7号機における運転上の制限からの逸脱に関する調査結果、これは2月3日に事象として皆様に公表しておりますが、その調査結果を本日公表しております。皆様の方には後ほど広報センターさんの方から資料を届けさせていただきます。

その他、2月4日には柏崎のエネルギーホールでの報告会、2月9日には1号機につきまして新潟県、柏崎市、刈羽村さんの方へ起動の要請ということでお伺いしております。それから11日には刈羽村のラピカで同じように報告会を開催しております。12日の件につきましては、先ほど酒井課長からお話があったとおりでございます。

私の方からは以上でございますが、岩城の方から2月6日の公表内容につきまして、簡潔にご報告させていただきます。

岩城副所長

東京電力の岩城でございます。いつもお世話になっております。

今ほどお話をさせていただきましたとおり、2月6日に管理区域からの物品搬出に関する

る調査結果を公表させていただきましたが、その概要につきまして簡単にご報告させていただきます。

先般、管理区域からの物品搬出がずさんに行われているのではないかとのご指摘があり、事実関係の調査を行ってまいりました。その結果は「調査結果」という資料の中に詳細を書かせていただいておりますが、結論を申し上げますと、一部の取り扱いに不的確な事例が見受けられました。しかしながら、搬出測定において厳格性を欠くという事実、あるいは不正な行為は確認されませんでした。

一部に不的確な取り扱いがあったということは、ご指摘のあったフィルターの木枠が持ち出されて焼却されているということについてですけれども、このフィルターは持ち出すにあたって、汚染されていないということは確かに確認されていたわけですが、当発電所のルールとしては、再使用あるいは再生利用をするものは搬出しますが、棄てるものは持ち出さないという原則をとっていたにも拘わらず、実際に搬出されて構外で焼却されていたということがあったと、そういう点であります。

そういった事例がありましたことから、ご指摘のあった事例にとどまらず、非常に多いのでサンプリングにならざるを得ませんでした。過去の管理区域からの搬出ということの実績をできるだけ広く確認したところ、再使用・再生利用をされずに構外で廃棄物として焼却、あるいは埋設処理されていたものがありました。それは保温材やパッキン等の一部であります。また、当発電所内の構内に最終処分場があり、ここは管理区域から持ち出したものは処分しないというルールでありながら、鉄くずや保温材などが一部そこに埋設されていたということもわかりました。

こういうふうにご当社が意図していた取り扱いと異なることになった原因は、これまで協力企業さんに対してできるだけ再使用あるいは再生利用をして放射性廃棄物、すなわちドラム缶の減量を強く要請する、そういう一方で、こういったものが再使用、あるいは再生利用なのか、またこういったものは廃棄物処理ですよというふうな区分けについて、的確な取り扱いを具体的に指示しなかったため、協力企業さんや現場の方々が判断に迷い、一部、拡大解釈をして搬出したのだと、そのようなことを考えております。

いずれの物品搬出に関しましても、当社の搬出基準、これは国の基準が1平方センチ当たり4ベクレルという基準でございますが、その10分の1である基準で厳格に測定をして、汚染が検出されていないことを確認しておりますので、汚染された物が持ち出されたということはないと確認しましたことを改めてご報告させていただきます。

今後はこういった取り扱いを明確にして、現場が迷わないようにきちんとしてまいりたいと考えております。

品田議長

一方的な説明でしたけれども、皆さんの方から今の説明に対して、意見、質問もあると思います。岩城副所長からお話がありました物品搬出に関する調査結果につきましては、保安院への代表質問事項の中にもその旨が一部ありますので、そこで意見、質問も含めてさせていただきますと思います。

今の県、市、東電の説明に対してわからないところがありましたらご質問ください。意見陳述は、後段でさせていただきますと思いますのでよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

(なし)

議論の中で今の説明に戻ることもあるかもしれませんが。また関係者の皆さんお答えをいただくこともあろうかと思しますのでよろしく願いいたします。

それでは(2)原子力安全・保安院との意見交換に移ります。最初に今日お出でいただきました原子力安全・保安院の方をご紹介します。

山下首席統括安全審査官

原子力安全・保安院の山下でございます。安全審査や検査の関係の審査官とか検査官に対しての取りまとめということの任でございます。保安院が発足しましたのは2001年1月6日ですが、それと同時に原子力防災課長として着任をしまして、今年の7月1日より現職についております。前任は中村と申しまして何度かこちらの方にも説明にお邪魔をしているようです。今回、原子力安全・保安院の全般的なご議論について、できるだけお答えをするということで出席をさせていただいております。今日はご質問、ご意見にできるだけ答えさせていただくとともに、忌憚なくご意見をいただき今後の行政の参考にさせていただければと思っております。

まず、自己紹介で大変恐縮でございますが、私も今申し上げましたように保安院発足以来、保安院の職員として携わってきております。その間、東電の一昨年8月29日の公表以来、地元の皆様にある意味では信頼を根底から崩すような規制としての不備、あるいは不十分なところが正直申し上げてありました。こういったものについて、今、我々は法律改正も含めて規制体制の強化ということで、以前私どもの山本統括安全官が新しい体制等についてご説明をさせていただいたと思います。今まさに一つずつ着実にこれを実行していく段階にあるかと思っております。いずれにしましても一保安院の職員としまして、一昨年以来のいろいろな不手際等も含めまして、深くご心配、ご迷惑をおかけしましたことをまず冒頭に深くお詫びをさせていただきたいと思っております。

引き続き私どもの法律関係の職員であります企画調整課長の西山から一言ご挨拶をさせていただきます。

西山企画調整課長

企画調整課長の西山でございます。よろしく願いいたします。

保安院で課長レベルの一応調整役という任務をやっております。人事、予算、組織あと対外関係などやっておりますので、私の立場からも、今、指摘も申し上げたような反省が多大なところがございまして、何とか保安院の組織全体を動員して皆様の不安を解消していくということを是非やりたいと考えておりますので、今日はいろいろ教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

木野所長

毎回オブザーバーで出席させていただいております、保安検査官事務所の木野でございます。今日は前に立ってご質問等にお答えしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

品田議長

現地の事務所を含め原子力安全・保安院の精鋭がお出でくださいました。今日は委員同士の意見交換も結構ですけれども、事前に質問等も出してありますので、これに沿って基本的には保安院の皆さんと意見交換をさせていただきたいと思っております。

第9回定例会で皆さんから出していただいた保安院に対する幾つかのご意見を、運営委員会で項目ごとに3つにまとめました。私の意見がないということではなく、骨子を3つに絞って要約をさせていただいたということでご理解をください。それではこの3つの質問を1問ずつ30分を目途に進め、最後にその他としまして総括的なお話もさせていただきたいと思っております。

私の勝手に申し訳ありませんが皆さんの意見を代表して、新野委員、今井委員、渡辺（丈）委員の3名の方から代表質問をさせていただきたいと思っております。最初に1番目の住民の目に見える原子力安全規制について、新野委員からご発言いただきます。

新野委員

運営委員をしています責任上、代表質問をさせていただくことになりました。個人的意見もありますが、これはあくまで9回定例会において保安院に対する皆さんのご意見を取りまとめ、抜粋させていただいた中で申し上げます。

その前に、この24名の委員はいろいろな立場の者がおりますので、保安院に対して意見もさまざま一つに絞るといのは最初からないわけですが、今まで一生懸命みんながかかわり、私たちとすればお任せしていたにも拘わらず、一年半ぐらい前から特にいろいろな壁やらほころびやらが見えてきてしまったものですから、思っていることはお話ししなければならないという視点から発言させていただきます。陳情ですとか文句を言うということでは全くありません。キャッチボールをしたいというのがみんなの総意ですので、お立場はよくわかりますが、できるだけ通り一遍にならないようお願いしたいと思います。

では質問に移ります。先ほどお二人が最初に頭を下げられ、個人的に非常に大変なお立場なのだろうとは思いますが、近々まで保安院がこのいろいろな事象や事件などの総括を、私たちの身近に届くようなことをされていないように思います。きっとどこかでされているのでしょうけれども、それが要するに伝わってこないということです。結論が早く聞きたいというのではなく、私たち住民にしてみれば、この問題に限らず他に何か大きなことが起きるのではないかと不安になる、この心理的な時間の経過が多分あると思います。そういう時に広報専門官のような、心理的なことも踏まえて大きな不安を呼ばないために、適格なところで今検討していますというような、誠意を持ったタイムリーな言動を発していただきたい。結論が出ないまでも、こういう状況ならば何かを発せねばならないというようなセンサーを持っていただきたい。そういうことを前向きに検討中である等、情報もいただければ、なお共有できるのではないかなと思います。

保安院は変わったかということになってしまいますが、いろいろなトラブルが発生した時に、私たちは言いたいことを言うだけで返ってくるものが特に感じられなかった。投げかけたものに対し、何も戻ってこないというのは非常に無駄な不安を増長させるということです。多分、そちらのお仕事の中に今まで大きなウエイトを占めていなかったのだろうと思いますけれども。

私はエネルギー関連の勉強会に出席していますが、1月の総会の時に10年間のエネルギー基本計画が出されました。その基本計画作成に深く携わった方々とお会いする機会があり、いろいろな情報提供を受けてお話を伺ったのですが、何か淡々と原子力政策が行われるように企画して計画をされたように聞こえました。

そして疑問に感じたことがありましたので質問をさせていただいたのですが、最後には

全てのところで地元との合意という言葉が出ますけれども、今、地元の現状をご存じですかと問いかけましたら、やはり本当のところはご存じない。そういう次元で計画がされたものが、私たち地元で合意をお願いしますと最後に来るわけです。近くは廃棄物処理の六ヶ所村の問題やプルサーマルが来ると思いますが、その時地元で合意を求められても、その合意形成に至るケアが全くされないということです。

それから、この1年半の間にこの後どうするのかというのが見えてこない、その後の政策は10年計画立ててもそのままいくはずはないのではという話になったのですが、そうすると計画を立てる中にそういう地元に対しての問題があることを認識した場合に、それをどこが捉え計画の中に盛り込むか、それをやるためには地元の合意や信頼関係を築くということが不可欠なわけですが、要するに、保安院がお仕事の中に膨らませて、そういうことを捉えるような姿を是非見せていただきたいのです。

コバルト60について言えば、時間的な質問は先ほど詳しく説明をいただきましたので省きますが、私たちはメディアの情報などでいろいろ知るわけですが、やはり一番の頼みの綱は国がどう考えるのか、どのように処理されるのかということです。しかし、この1カ月半ほど、その対応が見えてきていません。やはり適格なところで今検討していますなどの経過報告が欲しかったと思いますので、ここでそういう経過をお聞きできるのならご説明お願いいたします。

品田議長

今の質問のポイントは、目に見えるように経過報告でもいいからとにかく情報をタイムリーに出してもらいたいと、今のコバルトの問題でも全然動きがわからない、何を考えているのか国の声が出てこない、そういう状態は不安にもなるのだと、こういうご指摘なのですが、まず保安院さんからお答えをいただいて、その後皆さんの方から追加質問等があればお願いします。

山下首席統括安全審査官

最初に従来どうであったか、例えば国と事業者のある意味では役割分担にかかることも含まれていると思いますが、まず制度的に申し上げます。東電問題発生8月29日以降、一つの指摘事項として、事業者が国に法律に基づいて何を報告すべきか、これはかつて国に報告しないものであるので公表もしませんと、こういう世界がございました。その国に報告するものが公表される基準に不明確な部分があるのではないかとということで議論がございました。実は10月1日の制度改正でどうしたかと申しますと、それまで、例えば大臣名で事業者に通達のようなものを出していて、その解釈に曖昧なところがあると、こういうものをできるだけ排除して法律に一本化をして報告基準を明確にする。ただしそれと一体のものとして、事業者においては国に報告義務がないものについてもこれを公表する。東電問題の反省事項、あるいは指摘を法律に反映するようなものを検討する場として、法制検討小委員会ということでご議論いただいた中に指摘としてございます。少なくとも東電に関する限り、そういう枠組みが基本的には整っていると思います。

具体的には、区分1、2、3という公表の基準があって、それで事業者サイドから発表がある。次のステップとして国への報告があったものについては、当然、原因の対策というようなものを国としても分析をして、その時点で広報、いわゆるプレス発表なり安全委員会の説明ということでこれまでやってきました。したがって、恐らく問題になるの

は今の時点の制度で言うと、国への報告義務があるもの以下のものについて、その国の見解というのが見えてこないということ。例えば保安院の活動が総体として見えてこないじゃないかと、まさにご指摘のところ、我々としても全部に応えられるということではもちろんないとは思いますが、今後、保安院としてどういう活動をしているかということはどうやってお伝えをし、知っていただくかということは非常に重要な課題だと総論として思っています。

いろいろな工夫は必要だと思います。先ほど申し上げましたが、例えば東京電力なり他の電力会社が報告義務のある未満のものについても公表するような形になっております。我々の当初の考えでは、公表される中で、例えば国の報告義務がなくても、やはり重大な関心を引きそうなもの、あるいは安全上のグレードからいって少し事態が進展をすれば報告義務が生じる可能性があるものについては、行政指導ベースになりますけれども、個別に各電力会社に具体的な調査の指示をして、その結果を公表するというで考えておりました。端的に言いますと、恐らくタイミングと公表の方法というのがポイントだろうと思います。

私ども思い悩みますのは、事業者から自主的な公表がされるもの、国に報告義務があるものという一応仕分けをしましたが、報告義務未満のものについて、どこまで国が関与するのかというかなり微妙な問題を含んでおります。というのは、実際のところ、全部の事象についてまで国が全部フォローすべきか、あるいはするだけの体制があるのかというと、必ずしもそうではありません。タイミングの問題では、速報性と正確性という二律背反になるわけですが、国として、とにかくその段階でわかっていることだけでも地元の関心事項とか、あるいは安全に懸念があるものについては、何かコメントを出すべきではないかということがご指摘だろうと思います。こういったものについては、報告義務がある、ないにかかわらず、我々の今後の試みとして、例えば今回のサプレッションチェンバーという圧力抑制室の異物の問題については報告対象にはなりません。ただ、あの異物の量が多いとか中に特殊なものが混じっていた場合には、炉心冷却系の機能に影響が及ぶ可能性があるので、東電から報告なり情報提供を得て分析をして安全委員会へ説明し、実は地元の方々に直接ご説明する機会はなかったのですが、県・市にも参りましてご説明をしました。そういったことをピックアップして実施をさせていただき、あるいは情報発信の機能ということで、例えばホームページのあり方なども現在全面的に見直しております。その中で、国に報告義務がないものでも、関心や問い合わせのあるものについては、その時点でわかっている見解をホームページに正直申し上げて、修正することがあるかもしれませんが、暫定的に今の情報を見ていただけるように措置する、あるいは同じ内容を保安検査官事務所から行政部局にはお伝えをするといった努力をしたいと思っています。これは、どういうメディアでどういう方々に直接お伝えできるかあるいはどういう方法が適切か、いろいろな意見があると思います。そういったご意見をいただきながら、我々のできる範囲で最大の努力をしていきたいと考えている、これが総論でございます。

それからコバルトの件につきましては、原子力安全委員会に報告した結果を12月20日前後に県当局にご説明に参りました。その時、3団体の方々が申し入れに県に来られていた段階で、初期からある程度、県経由で情報はいただいております。

それから先ほど県の方からご紹介がございましたが、JCOの事故を契機にできた申告制

度の運用が極めて東電問題の中でも厳しい指摘を受けて、その申告者の名前がわかるような形で東電に伝えてしまったというプライバシー保護上の問題、それから29件、厳密に言うと2件と27件に分かれるのですが、そのうち2件については少なくとも2年間処理ができなかったという、その処理の遅さという指摘があって、申告制度を外部の委員会の先生方にゆだねるような形になっています。

したがって、こういう申告制度を活用して情報提供いただいた方から直接言っていれば、その申告データを活用して直接確認をするという方法があったと思います。ただ、今ご関心のところと言えば、例えば初期に検出された値がどれくらいの意味を持つかということは、必ずしも数字の根拠等を別にしても、一般的な放射線なり放射性物質の環境影響の観点から、見解を示すことが可能であったのではないかと考えています。

それから全体としてどういう評価かということ、先ほど県からの東京電力に対して少なくとも自己調査、社内調査をして明らかになった範囲で公表すべきということで今回の報告書の公表に至っております。平行として、私どもも最初の段階で法令違反云々ということは必ずしも認識はなかったのですが、少なくとも指摘されている事項について、県と同じように調査をして事実関係を明確に公表し、その過程で暫定的に今公表されている内容に即して言えば、直ちに法令に反するものはないと思っております。ただ、私どももこういう一部物品の処理の判断基準が不明確であるとか、あるいは東京電力はこう意図していたけれども、協力企業の方にはちゃんと伝わっていなかったといった問題点を自らも認めておられますので、そういった法令上の問題も含めて適切な測定がなされているかというような観点も含めて、年に4回保安検査ということで原子炉等規正法に基づく立ち入り検査を行います。書類の確認、現場の確認、場合によってはヒアリング等もいたしますが、この4回目が2月20日から行われます。全国の発電所でも2月末から3月にかけて行われます。この中で今回の管理区域からの搬出の問題あるいは処分の問題等について、少なくとも東電が6日に発表された内容についての事実関係の確認、あるいはそういった測定がきちっと維持をされているかというような事実関係については調査をして、その中で確認をさせていただきたいというのが今考えているところです。

以上、まず基本的なところについてお答え申し上げました。

品田議長

とりあえず基本的なところでお答えをいただきました。皆さんの方からご質問、ご意見をお願いします。

浅賀委員

今の説明を簡単に言うならば、保安院が通達を出して事業者は調査報告義務があるというようなお話に要約できるかと思いますが、新野委員の質問は、保安院の方たちが地元住民の方に向いてないということを言いたいのです。東電の方たちは、きちんと一つずつ私ども地域の会ができてから特にこまめに発表してくださっておりますが、そういう観点から言うと、保安院の姿が全然見えてこないというのが、この趣旨だと思いますが皆さんいかがでしょうか。

品田議長

今のご意見は、答えのピントが少し違う、我々の言いたいことに答えてないという意見であります。私も保安院のお答えを聞いていまして、要するに、一定の小さい事象は国に

上がってこないけれども、それもできるだけ公表したいと。ただ、事象をどういうふうに捉えるのかというレベルの問題と、いつどういうふうに発表するのかというようなタイミングについては、まだ試行錯誤であるというふうに承りました。

我々が求めているのは、すべての事象にお答えいただくのがいいのかどうかという問題がありますが、住民が不安に思うようなことはタイミングよく早目に出してくださいということを言いたいわけで、そういう姿勢がまだないのではないかとということです。

今のコバルトの問題にしても、未だかつて国からそれに対する見解が全然出ていない。そこに我々が不安とか不満を持っているのではないかなというふうに思います。

川口委員

今言ってもらったとおりです。例えば県、市に説明した時、あるいは東電に対してこういう調査をなさいと言った段階で、これは報告義務はないですよということを我々一般の人にも伝えて、なおかつ調査報告はないけれどもへたをすると進展する場合がありますので、こういうふうに今調査していますという経過を伝えてもらうことも大事な事かなと思います。経過を伝えてその後、東電も調査報告する。それに対して保安院がこれは法律違反だとか特に問題はないとか、きちっとジャッジをすることが我々にとって必要かなと思っています。

佐藤委員

こういう形でしかお話がないだろうと、法律をつくって法律に基づいて我々はやっている。だから報告義務があるのだと。その範囲内で我々はきちんと監視してやっているのだというのは、極めて理路整然としているけれども、もっと言えば、元々責任を持って造れと言ったわけですから、一方では推進をして計画を立てて、それに基づいて電力会社が造り、きちんと監視しますという体制になっているはずなのです。それは、総体的に法律で義務があるとかないとか振り分けられていて、それ以外のことは我々はわからなくてもいいとは言っていないけれども、そういうのはなかなか上がってこないし、現行はそれでもしょうがないのですというような形に聞こえてくるわけですよ。それがいってみれば、国の行政の限界なのかなと。

最初、いみじくも言われたように、国と事業者の役割分担というのは立派なことで、我々は計画をつくって後は民間でやってくださいと。後は電力会社の責任でとにかく住民の皆さんが理解をし、原発を信頼するための大部分は事業者の責任ですよということを言われているのと同じことで、そうすると、保安院の任務そのものは、かなり放棄されているような感じなのかなと我々は受けとめざるを得ない。

先ほども話が出ているように、県は何か出たらきちんと電力会社に明らかにさせますと、そして最終的にこれは国の責任ですと再三言っておられるわけです。それなのに未だかつてまだ反応なしというのは、所詮、ここが国の原子力行政の限界なのかなというふうに受けとめざるを得ないし、法律の枠内でやっていれば私たちは間違いのないのだというのが皆さんの言い方なのかなと私は聞いていました。非常に不満ですけれども。

山下首席統括安全審査官

国が規制としてかけている根源的な範囲というのは、今、佐藤委員からあったように、法律に基づいて規制をするということが根本だと思います。先ほど申し上げたのは、そういう報告義務がないものについても事業者が公表するということによって皆さんも行政サ

イドも知り得ます。これを、判断の問題で我々のミスジャッジもあるかもしれませんが、タイミングが遅いところもあるかもしれませんが、重要な案件だと思われるもの、あるいはプレスで関心を持たれていない事項であっても、前に事態が進むと安全上問題になるような情報については、事業者に追加的な調査を指示し、それをまとめて公表するというをやってきましたし、今後ともやるつもりです。

ただ我々の立場から言わせていただくと、公表するとか自治体にご説明するというところまでは、恐らくある程度のマンパワーの間で可能ですが、それを地元の方々に全部お伝えをるところまでは、どうやったらできるのかというのは非常に悩ましい問題としてあります。これは正直申し上げて、地域に事務所があるとしても人数の限りがあるとか、本省が東京にあるということの制約はあると思います。プレス発表をしても東京の新聞には書かれるけれども、地元には載らない。この逆もあります。そういった制約の中で、どうということをやっているか、例えばホームページの活用というのもそうですし、事務所の今のRM（リスクマネジメント）ということで、自治体なりプレスの方にお伝えをしているものについては、コメントを補足的に行うようにするとか、そういったことは努力をしていくつもりです。その範囲は必ずしも法律で報告義務がある範囲内に限定するわけではございません。

ただ裏返して申し上げますと、コバルトの件ではタイムリーなもので対応がとれていないというご批判は甘んじて受けさせていただきますが、国が各電力から発表されたすべてのものについてフォローするあるいはコメントを発すということは、事業者と国の役割分担からいうと少し踏み越えているところがあるのかなと正直言って思います。ただ法律に基づく執行をしていけばそれで済むと思っているわけでないこと、その姿勢についてはご理解をいただければというのが補足的な説明でございます。

品田議長

今のお話を聞いて私の方から一言だけ反論すれば、マンパワーの話をしているのではないということです。現保安検査官事務所、木野さん以下9名の職員がおられるとのことです。そこから情報を発信することだってできるわけですから、それはマンパワーの問題ではないと思います。東京電力が2月6日に出した調査結果も、国がどのように理解をしているのかというのが、私は今の今まで理解できませんでした。先ほど山下さんから法律違反はないというお話でしたが、マスコミでも取り上げられ、地元は風評になるのではないとか、そういうことも含めているいろいろ心配しているわけです。それに対しきちんと答えをいただきたいというのがこの質問の趣旨であり我々の不満、不信であることをご理解いただきたいと思っています。

武本委員

保安院との関係を、今回のコバルトの事例に関して質問しますが、原子炉等規制法などいろいろな法律で、気体は薄めれば出していいと、液体も同様に希釈すれば出せるというのは知っています。しかし管理区域内の固体廃棄物を勝手に出していいという法律はどこにもありません。そしてそこが曖昧だから東海村の1号炉の解体を契機に、今その制度を整備しようということで着手しているわけですね。クリアランスレベルの議論があるわけですね。こういうものが、現場では法律の整備もないまま先行してやられているという事例なのです。

管理区域の中で、東京電力は有用物だとかリサイクル物だとかと言っているけれども、処理の仕方としては廃棄物としての処理をされているわけですから、明らかに法律違反じゃないですか。いつから管理区域内の固体廃棄物を勝手に持ち出し、処分、焼却しても法律に違反していませんということになったのですか。そういう問題だと私は思います。そしてそういう議論が12月20日前後からしばしば地元の新聞に載り、そして正式に県からも照会が行った。申告制度があると言ってもそれは着手する契機でしかなく、これだけ大きくなれば、保安院が調べることもできるのに何もやらない。結局は役に立たない、地元からは信用されない、そういうことが問題だと私は思います。個々のことよりもこういう問題が出た時に、今日言って明日返事しろとは言いませんが、1週間後ぐらいには、調査結果若しくは検討経過報告くらいあってしかるべきではないでしょうか。

それから私たちは、申しわけないですが馬場さんと木野さんは地元への国のスパイとしていていると思っています。木野さんの役割というのは地元でどういう声があるかというもののセンサーというか連絡係になっているわけですよ。地元の情報、またこういう場での議論は彼らを通じてみんな国に報告がいくわけですよ。それなのに東京にいるからわからないというようなことを言われても困ります。

品田議長

そうですね。今この場で法違反があったかどうか議論する場ではないので、その答えを求めようとは思いませんが、問題の所在はどこかというのを捉えていただいてご意見をいただければありがたい。

山下首席統括安全審査官

法律論云々は、事実確認を踏まえる必要もあるので、この場で申し上げるのはやめます。ただ決して木野がここにオブザーバーで出席させていただいているのは、スパイとかそういうことではなく、地元の声を伝えることが彼の役割であります。一方、木野は保安検査官でありますから、発電所でそういった運転状況等や監視の役割がありますので、それが主たる役目ということではありません。むしろ発電所での出来事を伝えることを主眼としていますから、これまでそういった地域の声とか、事務所なり保安院のメッセージを伝える機能の方が総体的に弱かったということが一つあります。

それから東京にいるから状況がわからないと申し上げたつもりはありません。今回のコバルトの件は別して一般論として申し上げると、ある情報発信をする手段として考えられるものは、プレス発表だとか、地元自治体へのご説明というような手段が普通です。それを超えて地元の方一人一人に直接的に伝わるような方法というのは、どれがという決め手がない、あるいはそれをすべてのケースについて適応するということは難しいということだと思います。いずれにしても、どんな事象に対してタイムリーな情報提供をどういう方法でやっていくか、よく検討し今後も努力をしていきたいと思っております。今日のご意見は貴重な意見として承らせていただければと思います。

品田議長

我々は喧嘩を売っているつもりはありません。これは多分みんなの共通した思いだと思いますので、是非わかっていただきたいと思います。

伊比委員

私ども一住民としましては、事業者には安全性を、安心を与えるという点については保安院に期待するところが十分あります。それが冒頭の質問趣旨にもありましたとおり、なかなかタイムリーに見えてこないというのが一番不安に感じています。私ども一住民にすれば、法律上報告に値する、それに対する回答は事業者がするという、そういう法律上の問題では決してないのです。単純に言うならば、国がきちんと安全性に対する責任はあるということを発表することによって、安心を与えてもらえるというところに基本があり、そういう点では保安院に対する地元の期待度というのはとても高い。その辺を十分お考えいただければ大変ありがたいと思います。

浅賀委員

マンツーマンで伝えることができないというお話ですが、そういうことを望んでいるわけではありません。方法としたら単純な考えですが、県や市には原子力対策課があるわけですから、行政を使われてもいいわけです。国からはそういう発信をすればいいのではないかと思います。今、伊比委員が言われたことが一番の住民の気持ちです。

渡辺（丈）委員

私どもも説明を何回か聞くわけですが、やはりその与えられた資料を主に考えてしまいます。保安院からいただく非常に立派なパンフレットには、特に原子力安全・保安院の広報、評価活動という部分が最後にどちらも出てまいります。本当に評価の検証はされているのでしょうか。なぜならば、ここにも原子力安全行政に対する皆さんからの評価、質問を受け付けていますと書いてありますが、柏崎は昨年に比べて今年は評価が上がったというような反省と申しますか、この辺が見えてこない。この辺を皆さんが心配しているのではないかと私は思います。

山下首席統括安全審査官

まさにこれは目指しているところです。例えば評価といっても、その反応を見て我々として理解していただいたかどうかという意味での評価、あるいは安全委員会の監視機能という形での評価、これは安全委員会そのものの機能についていろいろ議論あります。または地元のプレスの方からの評価と多面的なものがあると思います。それを今ご指摘のあったように、統計的に数量化して去年はこうでした、今年ここまで来ましたというようなシステムはできておりません。

渡辺（丈）委員

ホームページを開き、ということになっていますので、一般の住民の意見を収集できる道具ですね。こういうものが本当に活用されているのかどうかを私は心配しているわけです。一般の人たちが本当に関心を持っているのかいないのか、あるいは苦情が続発している、不満がある、こういうものが本当に捉えられているのかどうかをお聞きしているわけですから、その辺をお答えください。

西山企画調整課長

現在ホームページを皆様にもより使いやすい形に変えるために、大改訂作業をしております。近々皆様の目にも触れることになると思います。その中では、今おっしゃったような機能をさらに高めたいと思っています。ただ現在のホームページにおきましても、そういうご意見は時々刻々入っていますし、ホームページを介さなくても意見書の形でいただいております。そこは着実に真剣に受けとめております。ただそのご意見に、常に返事

をするわけにいかないのが申し訳ないところです。

渡辺（五）委員

どのように原子力の問題に向かっていくかという保安院の姿勢について申し上げます。

例えばこの地域の会で今回の廃棄物管理問題が話題として載りましたが、委員の中でもそれをどこまで取り上げるかという程度の差はあるにしても、やはり保安院は私が期待する、あるいは信頼を回復していくという意味で、これはあってはならないというような情報があったら、まず皆さんの方から、例えば「武本さん、本当の話どうなのか」と情報元に確認するような姿勢がないと、いつまでたっても物事後追いになって、事が大きくなってから保安院の出番ということになるわけです。少しでも安全性にあるいは住民が不安を感じる情報があった時に、前向きに積極的に取り組んでいくという姿勢が大事なのではないのでしょうか。

先ほど挨拶の中で、不手際を反省していると言われましたが、具体的に何に対してどういう反省をして、今後どうしていくのかというのがなかなかわからない。私にすれば、今申し上げたように、もう少し皆さんの方から出て行くことが、反省の意味ではないかというふうに思います。

品田議長

この問題は意見もたくさんあるうかと思しますので、時間があればまた戻ってやりたいと思います。技術レベルの問題も一つ意見がありましたので、2つ目のテーマに移ります。それでは、今井委員の方から簡潔にお願いいたします。

今井委員

昨年の定例会で維持基準の問題についてご説明いただいた時に、私は欠席しまして、保安院のことについての詳しいことがよくわからなくて申しわけないと思っておりますが、ただ地元が今のいろいろな不祥事の中での取り組み、要するに混乱とそのために消耗したエネルギーが云々という文面がありますけれども、ここら辺が全く理解されていないのではないかとということがまず1点です。

というのは、私どもははっきり言って安心と安全の部分で、保安院のやるべき安心の部分で全く広報活動がなされていないのではないかと思います。プレスに発表するとのことですが、新聞にはこういう諸問題について、この部分は安全ですとは絶対書いてありませんし、行政に言っても市民に直接伝わることもなかなかないわけです。この辺をもっと工夫した中で地域住民が何を心配しているか、きちっと理解をしていかない保安院としての仕事は最後まで成し遂げられないのではないのでしょうか。

すばやいチェックができる組織作り、あるいは技術レベルの向上の問題については、逆に言うともっとわかりやすく知らせるべきだろうと思いますので検討をお願いしたい。

それから先ほどから申し上げる安心の部分で、誰が責任を持ってきちっとジャッジをするのか全く見えておりません。国がエネルギー政策である原子力発電を進めると、保安院はその規制を行う。きちっと規制をされていれば我々は安心感を得られるということになりますが、それが全くありません。やはり私どもが皆さんから聞いたことに、なるほどその通りになったという実感が持てるような広報活動などを行っていただきたいと思っています。

品田議長

では、最初に保安院の方からお答えをいただいてから意見交換をしたいと思います。

山下首席統括安全審査官

我々が規制とかあるいは行政指導も含めて発電所の規制・監督をやっている、その結果、安全が確保されているということが結果として目に見え、あるいはそれをお伝えできるといことで信頼感の回復ができて、安心につながるのだろうと思っております。

したがって、行政の行為として安心を直接的な目的にするという要請というのはなかなか難しいところがあって、まずは日常の枠組みをどういうルールで規制をしますという、ルールの透明性、それから我々がやっている検査なり審査なりが、そのルールに乗っ取ってこういう判断をしましたということメッセージとしてきちっとお伝えをする。その過程を通じて安心感の醸成が結果としてできれば、私どもは最終的な目標が達成できるのだろうと思います。

そういう意味ではいろいろな不明確なルールを整備し、新しい知識も取り入れながら明確化していく。そしてそのルールをお知らせしそのルールに乗っ取って我々の活動を根拠をもって示していく、その積み重ねということしか直接的には答えとしてないのではないか。それを誠実に着実にやっていくかということ私どもは今考えているところです。

ただ、その結果をお知らせする時に、わかりやすさというのは確かに重要で、先ほどあった行政当局を通じてお知らせをする、あるいは広報媒体としてもわかりやすい説明資料、これはいろいろなご意見があって、どういう方々を対象に説明するかによって恐らく中身も表現も変わるのだろうと思いますが、そういったことも試行錯誤しながら、とくかく一步一步そういった期待、目標に役立つようにしていきたいと考えている次第です。

今井委員

私は、保安院はもう前面に出てもいいと思っております。こういう問題が発生した場合に、例えばこれについてはこういう指導を東電にし、その結果このように改善されました、まだこの部分が不十分ですとか、こういうことを私ども地域住民の前に出て、保安院の皆さんがきちっと言ってもいいのではないかと思います。それが私どもにとって一番の安心であり、これからの運転につながることでだろうと思っておりますので、もう一歩前に入る努力をお願いいたします。

品田議長

この問題を保安院の技術レベルの向上についてというふうにまとめさせていただきましたが、この項目の細かい意見は、最終的に責任を取るという姿勢を持ってもらわないと困る、保安院が言えばオーケーだよという安心感を与えるような組織になってもらいたい、すばやく判断して正しいジャッジができる組織になってもらいたい、ルールと権限・責任が明確になっているのか、電力会社よりも技術レベルが低いのではないかな等のご意見もありました。これらを発言されました委員さんから一言ずつお願いいたします。

内藤委員

2年前の不祥事の時も、当事者でないのによくわかりませんが、いろんな人の声を聞きますと、何で隠したのかというと、結局あからさまにしたら、国が調査をしてチェックをして指導する、その時間は余りにも膨大である。その間原子力を1機止めたら1日何億円のお金が吹っ飛ぶ、そのような状況の中で、シュラウドのひびぐらいで安全上問題はないということであれば、あえて報告しないでもいいのではないかな。届けたら大変なことになる。

それこそ時間が無駄になって大変なことになるということは、結局、電力会社に信用されていないというか、すばやい対応、チェックができないというふうに当時は見られていたのではないかなという気がしますし、現にアメリカの規制委員会と比べると、多分、職員のボリュームも能力も日本の方が失礼けれども劣っているのではないかということから、予算を相当入れても、税金を投入しても、最も大事な安全をきちっと確保する、そういう組織になってもらいたいという意見です。電力の技術者よりも国のチェックする技術能力の方が劣っているのではないかという声さえもあるわけですから、そういうスタッフの教育をきちっとやって能力レベルを上げて、厳しい規制、厳しいチェックと指導ができるような体制を今回の改正で組織強化が図れるということになったのですが、具体的にはどうなのかということもお聞きしたいと思います。

金子委員

内藤委員のご発言の通りで、我々技術のことはわかりませんが結局、国は事業者の後追いをしている。基盤機構にしても民間から技術者を採用しなければ国の技術レベルを維持できない、というように我々には見えるわけですが、管理・監督して規制する立場なのだから、事業者よりも一枚も二枚も上のレベルにあってもらわないと我々は安心ができないということです。

東電は研修センターなども造っているいろいろ研究し、努力もされているようですけれども、国はそれ以上のことをさせているとは思いますが、我々の目には何も見えない。やはり我々の目にも耳にもわかるような安心できる対応をしていただきたい。

品田議長

技術レベルの向上などおこがましいタイトルをつけてありますが、ある意味で最後の住民の安心のよりどころであるべき期待を担っているわけです。真意はそういうことですので、今のお二人のご質問にお答えをいただければありがたいと思います。

山下首席統括安全審査官

規制当局として技術レベルをちゃんと維持できないと規制できないのではないかと、これはごもっともなご意見だと思います。私どもも資質向上を図るため、例えば品質保証をシステムとしてチェックをするというのであれば、保安検査官事務所にいる職員は今まで物の検査というか、このポンプはちゃんと動くかというようなところに重点を置いていた、いわゆるISO9000の資格をとるような研修を一巡して、そういう観点での資質の向上を図るとか、あるいは3番目のご意見と少し関連をしていますが、基盤機構の民間からの採用でいえば、メーカーの設計を実際にやっていた方等が中途採用されておりますが、この方々と一緒に一つの審査をやることで知識を吸収する、あるいはその方々に院内で研修の講師をやっていただくというようなことで資質の向上に努めると、そういう研修プログラムの充実に努めております。

それからもう一つは、私ども行政の立場から申し上げますと、そういう判断をする時に外部専門家の意見を聞きながらやるとか、あるいは東京電力が民間の検査機関を使ってある金属の材料の調査をするというのであれば、私どもは同じサンプルを日本原子力研究所に依頼をして、全く独立の立場からチェックしてもらい、その結果を照らし合わせるとか、そういったことで客観性を高める、あるいは外部の専門家の意見も聞きながら進めるというようなことで、できるだけ技術的なレベルの高い判断ができるような形で運用していま

す。ただ前提として、ご指摘にあったように、技術的な要求される要件をできるだけかさ上げしていくという努力は当然やっていきたいと思えます。

今ご指摘のあった実技研修ということでは、我々は例えば物を修理したりする技術ということではありません。ある調査がなされた結果が論理的に妥当であるか、あるいは学識者の意見を踏まえて合理的であるかということ判断しておりますので、大きな研修センターで実技研修をやるというものではなくて、現場経験といいますか工場の検査のところを実習でやるとか、そういった程度です。しかしご指摘は謙虚に受けとめて努力をしていくということで、プログラムの充実を今後も図っていきたく思っております。

品田議長

3番の問題と絡みますので、また品質保証体制の問題でやらせていただきます。

阿部さん、ルールと権限、責任が明確になっているかといご意見でしたがご発言をお願いします。

阿部委員

お話をお聞きしていると、努力しますとか、やっていますというお答えが非常に多い。これだけ長い間の議論の中で、多数の方が同じ意見を言っておられるのですから、今さらそういう答えではなく、法律、ルールをもって行い、そこには権限も責任もあると思うのですが、その責任を間違いなく果たしていますという明確な回答をいただきたいのに、何か歯切れが悪い気がします。例えば先ほどの渡辺さんのパンフレット記載内容についてのご指摘では、実行に向けて努力をしていますとの回答でしたが、記載されているのは実証されていないことで、現実には実現をされていないものということになるわけですね。事実としてやっていることと確認をされていること、責任を持って行われていることがどの程度でその責任をとれるのか、そういうことを明確にしていきたいということです。

今後こういうふうにしたいとかという回答ではなく、期限を切って、1年以内にこのように実行するかプレスはこういうふうにするとか、そういうのであればまだ納得できるとは思えます。

品田議長

努力はされているのでしようけれども、1番の問題と同様、具体的に見えてこないところが問題ではないかという感じがします。次に川口さんお願いします。

川口委員

10月から新しい制度により現地事務所の検査官も増員となり、それまでとの相違点と現在の状況について具体的に聞かせていただきたいと思えます。

山下首席統括安全審査官

新しい制度は10月1日からすべてが切り替わっているのではなく、経過的なものもありますけれども、重点を変えてきています。1つは、例えばこれまで国が立ち会いみたいなものをやっていたのは、基盤機構とう機関が整備をされて、そこが担うようになった部分、保安院の職員はむしろ体系的な保安検査の内容を深めるとか、時間を充実するとか、そういった形にシフトをしてきています。これは、例えば格納容器の漏えい率の検査ですと、かつてはお膳立てをして数字が基準値を満たしているのではないかと、そういうところを国としては検査をしていたわけですが、今のプロセス型のもので言えば、その準備段階が適切になされているか等、作業状況をできるだけ現場で確認して、全体として検査

が厳格に行われているかということにマンパワーを投入できるような形になってきております。

川口委員

具体的にそうであれば、我々に見えるように発表するとか、紙に統括的に書いても漠然としてわからないので、具体的にこの部分がこういうふうに変ったのですよと、皆さんにわかりやすく伝える方法を考えていただければいいのではないかなと思います。そうすれば少し現場は変わってきているのだなというのが見えてくるので、是非お願いします。

品田議長

市長が12日持って行った経産大臣あての意見書に、「原子力安全・保安院と原子力安全委員会のダブルチェック体制についても少ない人材を二分することの是非等」云々という文章があります。3番目の質問の中に、原子力安全基盤機構について人材の指摘がありますし、先ほど内藤委員からアメリカに比べてボリュームでも質でも負けているのではないかとご指摘もありましたので、3番目の品質保証体制という問題に進めてまいります。渡辺丈夫委員の方からご質問をお願いします。

渡辺（丈）委員

原子力発電所の設置に当たっては、設計段階から建設、運転、廃止の段階において、各ステップがあります。そこに原子力安全・保安院の方々が安全規制の専門機関として重要な役割を担っておられます。しかしながら、先ほどから話も出ておりますように、信頼感や安心感は一向に高まっていないと。むしろ地域住民は国政のあり方や指導力の欠如に不信感を抱いていると私は思っています。

原子力安全・保安院の院長が特定のものの利害に左右されない。そして中立、公正性を貫くと力説されています。自らの反省と毅然とした姿勢が私からは見受けられないからです。経済産業省は、原子力発電の推進と規制を分離して業務遂行の透明性をまず確保していただきたいと思います。従来のように、自分のやった仕事を自分の仲間が設置許可、計画認可、検査や審査をしても透明性や評価は高まらないと思われれます。また原子力安全基盤機構についても業界からの出向者がかなりいて、そのような体質で中立、公正な規制ができるのか、地域住民は疑問に思っています。現地で業務に当たる保安院、基盤機構の皆さんが懸命に取り組んでも最重要課題としている立地地域住民の安全、安心を確保する、その意思表示は現状では不可能ではないでしょうか。

一方、東京電力は信頼回復に向けて品質保証システムを導入し、全社員を挙げて社内体質改善に取り組んでおられます。品質監査部を社長直属として、また最近におきましては第三者認証機関による審査を受けるという意思表示をされております。これからはよい緊張感の中でモラルと仕事の質が向上すると私は思っています。

それで、原子力安全・保安院は、定期事業者検査を行う事業者の組織、検査方法、工程管理、検査にかかわる教育訓練などが適切なものであるかもチェックすると言われております。そのシステムはどのようなやり方でやられるのか、伺いたいのが1つと。また、柏崎刈羽原子力発電所に携わる社員でその一連の監査、あるいはチェックができる有資格者、何名おられるのかを教えていただきたいと思います。

品田議長

最後の方で具体的な細かい質問も出ましたので、お答えいただければと思います。

中沢さん、原子力安全基盤機構について前回ご意見をいただきました。何か補足があればお願いします。

中沢委員

原子力安全基盤機構には、東京電力を始め各電力会社から37名、日立、東芝などのメーカーから14名、その他原発を推進する業界や団体を合わせて、全体で145名くらいの方が出向されていると聞いています。この数に間違いのないか、実際にはどういう人員構成になっているのか教えていただきたいと思います。

西山企画調整課長

渡辺さんから非常に広範な問題を提示されましたので、ポイントだと思うところをお話させていただきます。

保安院と基盤機構において、今世の中では食品を始めとして安全に対する重要度が非常に高まっています。まさに我々自身の東電の問題もありました。そんな中で自分が推進したいからといって安全を犠牲にした結果、将来に皆様に不安を与えるようなことが起こった時に、それがどれ程の責任を招くかということについて意識していない職員はいないと思います。ですから、そういう点でご懸念は必要ないと私は思っております。

原子力安全・保安院の体制につきましては、元々は最初の設置許可の認可のところと、その後の事業規制のところではシングルチェックで行って行っていました。それが、原子力船むつの問題、それからJCOの問題を経て、どこもダブルチェックにすべきだというのが日本の国民の政治家も含む英知を結集してとってきた体制だったわけです。しかし、そこに東電問題が起きてしまい、さらにこれまでの英知を結集してきたものをどうしたらいいかということを考えて、安全委員会の強化ということを立法府として選んだわけです。それにより現在、安全委員会は飛躍的に強化されておりまして、例を挙げれば四半期ごとに報告しているとか、肝心なことはその四半期を待たずに毎回ご意見を伺っております。それから安全委員会は電力事業者、その下請けの方々も直接に調査することができるようになってきました。安全委員会は元々日本が原発をどんどんつくっていた時代には、最初の許認可の設置許可のところを重点的に審査して行いましたが、現在日本も原発が大体成熟してきて、むしろ運転の方のチェックに重点を置き、我々の行動をチェックしているというのが実態です。

それから安全委員会は自らも申告を受けられるようになりましたから、国民の中に保安院の信頼性に不安のある方は安全委員会に申告することもできるわけです。安全委員会は我々の活動に総理大臣の名前で注文をつけることもできるわけですから、そういうことで、今のこのダブルチェック体制というのが国民のこれまでの経験に基づく、現在では最もいい姿と考えるべきではないかと思っています。しかしその体制に安住することなく、自らの安全規制についてはこれを充実させようと去年の10月に抜本的な安全規制の強化を図ったというところなんです。

次に原子力安全基盤機構ですけれども、出向者は全部で138人いまして、このうち国から26人、民間から112人、民間のうちの電力会社からは37人となっています。

なお電力会社からの出向者は、検査とか電力会社の規制にかかわるところには一切関与させておりません。これはもう未来永劫貫く方針ですので、その点について不安に思われることは全くないと私は考えております。

品田議長

渡辺さんの質問にはまだ足りない部分があるように聞きましたけれどもいかがですか。

渡辺（丈）委員

柏崎の保安検査官事務所におられる9名の方で、ISOの研修を受け、監査の資格を持っている方は何名いらっしゃいますか。

木野所長

9名中7名はISOの審査員補になる資格を持っています。これは電力を審査できる立場にあるということです。

渡辺（丈）委員

私の想像で申しわけないのですが、にわか昨年の10月以降にこういうふうな取り決め姿勢を発表して、確かに資格はお持ちでしょうが実践活動が余りないので、そこを心配しています。チェックをする範囲が非常に広く工程も全然違いますから、にわか審査ができるとは思っていません。ただ原子力安全基盤機構の方で、それなりの実践のある方はできると思います。まあ7人おられれば安心かなという気がしますけれども。

現在その審査をやっている過程で不適合は相当出ていますか。

木野所長

にわか実践ができないであろうというご意見ですが、研修は1年以上前から行って、その段階から試験に合格している者もいます。年4回行う保安検査で、これはプロセスを見ているISO型の検査なのですけれども、そこでまさに実践して経験を積んでいるといった状況ですから、まさにご指摘のとおりで、今でも訓練を積んでいるということであろうと思います。

宮崎委員

原子力安全基盤機構は、従来あった3つの公益法人が統合されたもので、このほとんどの公益法人が電事連から出資を受けてつくられたということを知りました。そうすると、元々出向者の問題もありますけれども、検査をするこういう機関に今まで全部検査を委託してきたわけですよ、この10月1日以前の段階でも。そういう時に委託をしていた先がこういう電事連、電気業界から資金をもらって設立されている、当然法人の長たる方は天下りの方かなと思っていますが、そういうふうに従来から電力関係に依存していたこと、また基盤機構になって体制は変わっても、もう大元が電力寄りになっているのではないかという気がしています。

もう一つは、私たち地域住民の目からすると、保安院が規制機関とはいいながら企業の肩を持つといいですか、非常に企業寄りだという感じがします。確か2002年8月に3号機のシュラウドにひびがあったという問題が発表された時に、私としては非常に不安でした。しかし保安院はひびができた原因とか、ひびの少ない材質を使用していたのにも拘わらずひびが入ったという深刻な問題を検査されたように思えないのに、これぐらいのひびは問題ないという安全宣言を先に出されました。私たちにすればこういうことが保安院は規制機関だといいいながら、非常に企業寄り、企業の肩を持つ、企業が答えられない部分をカバーして答えている、そういう心配を持っているわけです。

また私は、事業者が経営上、保安院に見つかりと利益が下がってしまうというようなことで、保安院の裏をかいてやっているということを知っていますが、そのこと知っておら

れるのか。法令に基づいた報告をしているからといっても、その裏には何かあるのではないくらい疑いを持っていただきたいということです。

品田議長

東京電力さんにも矛先がいきましましたので、もし何か弁解があれば後でお聞きします。

山下首席統括安全審査官

確かにこれまで発電技研とか発電技術基盤構などで、保安院、その前身は資源エネルギー庁の規制担当課から、例えば試験研究というような業務委託をしていた部分があります。それから溶接については、一部発電技術検査技術協会というところで、法令の指定検査機関としてやってきた部分がありますが、基本的に前身3団体に、定期検査とか使用前検査など最終判断も含めて、丸ごと任せるといようなシステムにはなっていませんでした。

ただ今回の基盤機構の設立というのは、実は8月29日の東電問題発覚以前から準備は始まっていて、設立自体を半年早めたのですが、元々のきっかけは公益法人改革の流れで、財団法人へ業務委託するのは必ずしも適切ではない、むしろ独立行政法人を新たに設立して、一部試験業務などを委託していた部分、あるいは発電技研がやっていた溶接関連のものも、一括して法律に基づく独立行政法人に出向させるということで始まったものです。

もう一点、事実関係から言えば、私どもの認識からすると、ある意味では法人格が明確になる、あるいは例えば法人の設置法に基づいていろいろな法律義務がかかっている、そこは責任問題とか義務というようなことが明確になったと認識をしております。

保安院が電力会社の肩を持っているのではないかとということですが、8月29日の東電問題で不正事案29件ということで、プレスをした時にあわせて確かに当時G E I Iというアメリカのゼネラルエレクトリック系のメーカーが提供した情報、これは東電のものと、我々が直接当時聞いたものとありますが、その情報の中にあつた傷の状況についての所見は確かに述べさせていただきました。ただ、それはその情報が持つ安全上の意味についてもあわせてご説明をすべきだという、当時の保安院としての判断があつて、別に東電から大丈夫だよというレポートがきて、それを追認したということではなくて、むしろG E I Iから直接提示されたデータを検証して、共同評価をして発表したようなものです。全体として電力会社の報告に基づいて、その事実関係の確認、あるいは客観的なデータで検証するというようなプロセスで、客観性を担保してやっていく過程、あるいはできるだけ電力会社の調査結果等についての批判的な立場というのは常に維持をしているつもりです。ですから途中で追加の指示を出したり、例えばM O Xなどの改善などでも、途中で我々が受け取ったものはこういうところが足りないので改善指導をする、そういったことを順を追ってやっていくということですので、報告が出てきたものを追認するとか、かわりに説明をするというような立場では決してありません。

宮崎委員

公益法人の財源はどういうところから出ているのでしょうか。

西山企画調整課長

ジェイネス（J N E S）という、原子力安全基盤機構については基本的に国からの交付金ですべて賄われております。

宮崎委員

財団の方は電力会社からお金が入っているのでしょうか。

山下首席統括安全審査官

財団の方は3団体とも存続しておりますので、電力会社からいただいたお金もそこに残っているのだと思いますけれども、この原子力安全基盤機構については先ほど山下より説明がありましたとおり、基本的に国からの交付金ですべて賄われております。

宮崎委員

統合する前の財団法人は電気事業連合会の出資金を基にしてつくられた団体なのですか。
西山企画調整課長

あらゆる財団法人が国のお金ということはほとんどありませんので、確認はしていませんがそうだったのではないかと思います。今の原子力発電基盤機構の立場には影響を与えてないと思いますけれども、まさにそのこのところを整理するのが、独立行政法人をつくった意味だと思います。

岩城副所長

先ほどの件で一言だけ弁解させていただきます。

電力は保安院をだまそうとしている傾向があるということですが、事実、不祥事の一件では規制当局の検査官の目を欺いたということもあり、そういうふうに言われるのは誠にざんきに耐えないものがございます。しかしながら、規制当局の方を欺いた、あるいは一部データを改ざんしたりして、社会の方、地域の方を欺いたということがどれほど高い代償についたか、これは発電所側、運転できないということのみならず、信頼を失ったということで非常に高い代償についたということを経身にしみついておまして、そのために二度と欺いたり嘘をついたりしないということを実践するために、さまざまな対策を一生懸命進めておるところです。決して、規制当局の方、あるいは皆様方も含めまして、情報公開を進めまして、そういう姿勢ではございませんということを一言申し上げさせていただきます。

渡辺(丈)委員

もう一度システムについて確認します。いずれにしてもISO9001を皆さんが知識として保有しているという考え方でよろしいでしょうか。

山下首席統括安全審査官

ほぼ一巡をしています。柏崎で言えば9名中7名です。もう一つ補足をさせていただきますと、先ほど、渡辺委員は安全管理審査という言葉をお使いになりました。これは元々自主検査といって法的な位置づけが明確でなかったものを法律に位置づけた部分は、事業者が適切な方法で検査をやっているかどうかをチェックするのは、実は基盤機構に安全管理審査ということを実質業務をやって、そのレポートを保安院がチェックをするというようなシステムなのです。この実際に現場で適切に行われているかどうかは、基盤機構の職員、1チーム5人ぐらいで基本的にあたっておりますが、これも中に必ず、全員ではありませんが、基本的に基盤機構の検査にあたる者についてはISOの研修を受けるのが一つ。それから、例えばそういう者が責任を持って見る、そして保安院の検査官の中でISOの資格を持っている者が、基盤機構が行った安全管理審査の結果について評価を行うと、そういう形で進めることとなります。基本的に10月1日以降、新しい検査制度が適用になった段階から東京電力のプラントについても同じことが行われるということです。

渡辺（丈）委員

それはこれを見れば大体想像がつかます。要するにISO9001は取得されていないわけですから、責任がないといいますが、その辺のところはやはり心配です。私から見れば指導できる立場であればそれでいいとは思いますが、実際に東電のたけた人から見ると、これで本当に有資格かなというふうに見られてしまうことを心配しているわけです。大丈夫だよと言われるのであれば、私もそのような考え方でものを見せていただきたいと思います。

高橋委員

保安院に対する考え方で私がおかしいなと思ったのが、まずトップが給料をカットすればそれで済むのだと、これが保安院の責任のとり方なのかなということです。この地域の会でも何回も保安院が一体何をやっていたのだと、そういう声が出てきたのが実態です。

それで先ほど原子力安全基盤機構の出向者については話がありましたけれども、もしできることならば、外国からの審査官を採用することはできないのでしょうか。レベルの向上ですとかそういう面でも、外国で原子力の審査官ですか、そういうことを経験したことがある人に何人か入ってもらえば、ある程度は安心感が我々のところへ伝わってくるのではないかなという感じがします。個人的な考えで申しわけないのですが、こういう安心を買うことに税金を使うのであれば何ら差し支えないのではないかと考えています。

宮崎委員

今、外国の審査官を採用してはというお話ですが、私たちとしては国内の原発に批判的な方を委員にすることもできると思うのですが、なぜしないのでしょうか。

それから財団法人が今、基盤機構の一員になっているわけですが、その人事については皆さんの方で関与されていないのでしょうか。というのは、それぞれの法人のトップに立つ人がいろいろな業界から天下りをしていても、皆さんの方ではノータッチということになっているのか、その辺も関連して聞きたいと思います。

山下首席統括安全審査官

両方関連するかどうかわかりませんが、例えば外国のNRCとか、フランスの規制当局がいろいろなやり方をしています。これには例えば二国間の情報交換の形で向こうの検査官のOBの人に来てもらって二日ほど実務のレベルでどういう規制をやっているかということ意見を交換するとか、あるいは私どもの保安院の職員を海外のNRCだとか、フランス、イギリスとかの規制機関に派遣をして、1年単位くらいで実務研修をしていることはございます。ただ、法律で日本国籍のない方が国家公務員の資格、あるいはそれに準ずるようなポストにつくということはいえないものですから、こういう国の検査とか審査にかかわる部分について、外国の方を使うというのは実行上ほとんど難しいと思います。ただ、先ほど申し上げたように、日本の職員を海外の規制機関に派遣をして海外の規制機関の実例を習得する、実務レベルのことを経験させて規制活動に反映するとか、半年に2回とか、来週などは中国とか韓国とかとまた規制当局の間で意見交換、最近のトピックスについての情報交換をするというようなことで、できるだけ海外の知見も取り入れるということはやっています。

そういうことで、海外の検査の方を使うということはないと思いますが、一部、これは柏崎刈羽原子力発電所の1号機でまだ技術的な検証は終了していませんが、超音波探傷検

査を行う時に、日本のメーカーだけではなくて、クロスチェック的に海外の例えばGEですとかウェスチングハウスというような海外メーカーを使うという事例はあります。こういったものと照らし合わせてみて、日本のメーカーが判定能力として同等にあるか、そういった海外の実務的な検査能力の確証というようなものも利用して、これは事業主サイドの活動としてはあり得ると思います。これは検査ではないという前提で申し上げれば、発電所の管理システム等についてのアドバイスをするという事で、IAEAのオサート(OSART)みたいなものについては、この11月1日から3週間、IAEAが各国の専門家をチームとして柏崎刈羽原子力発電所に送り込んで、発電所の運転管理についてのレビューをやるというようなことはあります。これについて、法令上とか行政当局としてどういう対応をしているかというのは、保安院としてもそのオサートとのチームと意見交換をするということ活動を活動として想定はしていません。

西山企画調整課長

今の人事の関係で知っておいていただきたいことは、原子力安全基盤機構の理事長は天下りではありません。成合さんという原子力に非常に造詣の深い筑波大学の名誉教授だった方を選任いたしました。選任したのは平沼前経済産業大臣です。その点では中立な学識経験者を選んだということです。

それから原子力発電基盤機構の設立は事務局として私どもがやったわけですから、その過程で最初の人事は我々も成合さんなどとも相談しながら決定しました。その点については我々も責任を持っていると申し上げられると思います。

中沢委員

維持基準の導入に関しての質問なのですが、ひび割れがあちこちで見つかって、ステンレス剤をSUS304から316Lに変えれば大丈夫だということでしたが、それでもさらにひび割れが見つかっているわけです。ひび割れの発生するメカニズムについては、電力会社も保安院の方でも解明していると思うのですが、現在の状況でどこまでひび割れの発生したメカニズムがわかっているのか、そこら辺の状況を聞かせてほしいということと、まだはっきり解明されていない状況の中で、ひび割れが年間に1ミリぐらい進展するというようなことをNRCの技術標準ですか、規制委員会のデータをそのまま使って、今回の維持基準のもとにしたわけですけれども、その根拠がはっきりしないと私は思っているのですが、その2点についてお聞きしたと思います。

山下首席統括安全審査官

応力腐食割れが316に発生しているメカニズムは、昨年3月10日に健全性小委でまとめた中間報告にも記載させていただいておりますが、今回の316Lで発生したものの俎上に上るのが遅れた理由というのは、これはいろいろな理由があります。ただ、それは先ほど申し上げたように、例えば原研でもクロスチェック的にサンプルを取ったりですとか、大学の先生方の意見を聞いた時に、3つほどの要点に要約されます。1つは、当然304の時と同じように、いわゆる酸素の溶け込んだ水の200PPBとか300PPBという、100万分の1の単位のところにお酸素が溶け込んでいる状況下で316のある特殊な溶接をした時に、単に溶接をして残留応力が残っているだけであれば大丈夫だったのかもしませんが、そこに残留応力、溶接する前に例えば溝を形づくるような時に表面が硬くなっている、硬くなっていたところにきっかけとして応力腐食割れが入って行って、進

んでいるのは残留応力によるものというようなどの基本的な要素は共通要因として探り出されております。

したがって、そのレベルで硬くなった部分が生じないようにする、残留応力をできるだけ低くするというようなことでの、いわゆる工学的な意味での対策についての説明はできていると思います。ただ、学術的な意味ではまだ何で硬くなったら表面が割れるのかとか、そういったところについては余地が残っていることはこれまでも申し上げておりです。

それから、先ほど11ミリとおっしゃったのは、恐らく8月29日の東電問題の時に平均的な横方向の割れということがございますが、実際の進展評価はいわゆるモックアップとかそういったもので、解析で求めたもの、できるだけ誤差も考慮して進展の使用条件、場所によって、例えばシュラウドでも胴の真ん中と上で、それぞれ316であっても使用条件によって進展の使うデータを使い分けて、保守的になるようにして評価をするということで、現在整理をされておりますので、事後の監視ということを前提として今のシュラウドにかかる維持基準的な考え方というのは、十分運用可能だというふうに思っております。

佐藤委員

先ほど伊比さんから安全と安心の、安心の方を保安院にという話がありました。結果的にいろいろ聞いたのですけれども、先ほど冒頭申し上げたように、法律も改正しました、罰則も強化しました、あるいは定期事業者検査と位置づけて細かく報告も求めることにしましたと、そして、ちゃんと監視を強めますという、それによってちゃんとうまくいくでしょうという範囲を実は出た、我々の気持ちに響くような説明ではなかったのではないかなと思います。

私は柏崎地区労の議長をしていますが、1月に千名を無作為抽出した保安院に対するアンケートをとりました。保安院が経済産業省に置かれているけれども分離すべきだという意見がありますが、どうですかという質問で、「分離すべきである、分離は望ましいがどうしてもとは思わない、分離の必要はない、分離しても今までのような姿勢では意味がない、わからない」この5つの中から1つ選んでくださいという設問なのですが、分離の必要はないというのは5.1%しかない。分離すべきだ、望ましいというのが2つ合わせて33%、それから分離の必要がない、の下に分離しても今までのような姿勢では意味がない、これは分離の必要がないというのではなくて、皆さんに対する不信が分離したとしてもどうせだめだろうという、そういう形で言っているのが44%あるのです。結局分離の必要がないという以外は、全部皆さんに対する批判だというふうに受けとめていただければいいと思います。それだけ皆さんに対する不信感というのがあって、残念ながら1年6カ月を経過して、今現在まだこういう議論をしなければならないのかというところがやはり象徴的なのではないかなというふうに思いました。

武本委員

東京電力の岩城さんが、嘘を言った代償は大きかった、もう二度と嘘を言いませんと言いました。本当だろうと思います。しかし、今回の廃棄物処分の問題は、東京電力の説明員は知らなかったことなのです。つい直前までそんなことはありませんと言ったことが現実起きていた。東電は切ないでしょうけれども、保安院はもっと遠くにいて、いやそれ

は今の制度の上では、保安院の役割はあるのでしょうか。しかしこの人たちに、この地域の安全を期待するというのはやはり無理なのではないか、事業者東京電力もわからないような原発がある、保安院はそんなことに余り興味がないようだ。それがわかったというのが私の今日の印象です。こういう実態の中で、私たちがどうしたら原発と付き合えるのかというのが問われているような気がします。

浅賀委員

最初に伝え方がわからないというお話があり、私が行政を使われたらという単純に失礼なことを申しましたが、これは経済産業省保安院から出ており、もうちゃんと広報はやってらっしゃる。しかし私はさほど感じなかったのですが、ある委員の方が「これは清涼飲料水のCMのようだ、柏崎市民をどう思っているのかな」という発言をさせていたもので付け加えます。

新野委員

お話を伺い保安院の立場も、嘘を言っていないこともよくわかるのですが、今までは一応表向き、安全であれば安心も伴うというのが私たちの認識だったろうと思います。しかし1年半前にああいうことが起きてしまって、殊に原子力に関しては、安全であっても安心でないのかもしれないと、安心と安全が二つに分かれてきたわけです。保安院さんはそれまでずっと、機械ですとか法律など無機質な部分の安全を守るということをされていたのだらうと思いますが、1年半前のことで安心というのが分離されて、今度は法律ではくれない、心理的なものが生まれてしまったように感じます。

つい最近、エネルギー基本計画の中に安心という言葉が出でました。国レベルの文書の中に、地元の安心を勝ち得なければならないという文が入ったのはこれが初めてだと聞いています。これに至ったのも、知事会の代表である方がなんとしてもこれは入れてもらわなければ困るということで、最終の段階で入れたと聞いています。

保安院は今まで、安全一本でやっていけば済んだのでしょうかけれども、安心が分離された今、安心を醸成するにはどうしたらいいかという本気の構えがなければ、とても対処できないのではないかとすごく感じました。

品田議長

いろいろ意見お聞きになり、感想などありましたらお聞かせください。

山下首席統括安全審査官

今のお三方の指摘に対する答えではないと思いますが、今まで安全の確保ということを経営に基づいてやってきた。一方でお話のように安心の分離という微妙な問題で、何をすれば安全の確保が安心に繋がるかということについては、正直言っている議論をしていますけれども、やはり先ほど申し上げたようにまだこれという妙薬はないというふうに思います。ただ、今日いろいろ貴重なご意見を承って、私自身行政をやっていく上で、いろいろな個々の判断、あるいは制度設計というようなものについて、今日のご意見を常に念頭において進めさせていただきたいと思います。貴重な時間をありがとうございました。

品田議長

保安院のお三方、大変ありがとうございました。耳の痛い話もあったのではないかなと思います。東京電力が当事者としての責任を問われるというのは当たり前ですが、それにも増して、それを見抜けなかった保安院に対する憤り、不信感というのは非常に強いもの

があります。

半分冗談ですけども、東京電力は今日、武本さんから多少お褒めいただいたようですが、保安院はそうはいかない、信用できないなということです。逆に住民とすれば、安心を確かめる先は保安院しかないのです。今の皆さんのお話を聞いておわかりいただいたように、保安院が地域住民に安全と安心を与えてくれるように、前向きに自分の方から出てくることを期待したいというのが大方だろうと思いますので、この意見をお持ち帰りいただき、率直に受けとめていただければありがたいと思います。

以上で意見交換は終わらせていただきます。(3)その他、事務局から何かありますか。
事務局

1月31日に運営委員会を開催し、その概要を事前に皆さんへ送らせていただきましたが、その中で会長について論議がありましたので、渡辺委員からご説明をお願いしたいと思います。

渡辺(丈)委員

先般行われました第5回運営委員会の審議事項に会長についての提案がありましたので報告させていただきます。

当日、品田議長より新年度を迎えるに際し、地域の会会長を選出してもらいたい旨の要請がありました。諸般の事情を考慮した結果、運営委員会終了後に事務局を除いた運営委員5名にて再審議を行いました。

1番目に品田議長に継続してもらいたいが、議長の辞退と会長選出要請が3回目となり、このたびは会員24名の中から選出することと方向を決めました。

2番目に対応策として、会長、議長の別人事にしてはどうかということについて、会則に従って会長が議長を務めることとする。なおこの会則には「会長が予め議長を指名した時にはそれはできる」ということになっておりますので、そういう対応も時には可能であるというふうに判断しました。したがって会則に従うということです。

3番目に2月13日開催の定例会を臨時総会として、24名の委員を対象とした選出も考えられるが、会長、副会長の選出には至らなく難解な問題になるだろうという予測いたしまして、そのようなご案内をしておりません。

4番目に会長、副会長の人選は、運営委員のメンバーが推薦する候補にあたり、調整後、3月17日の定例会に諮りたいということです。これは2月13日の定例会で報告し了解を得るとというのが、この時の審議事項であります。

そういうことで運営委員会でこれからある方にあたり、できるだけ3月、新年度を迎える前に会長、副会長を決めたいと考えております。このような過程でよろしいでしょうか。

(はい)

では、そのような手続に入らせていただきます。ありがとうございました。

事務局

3月17日に予定しております第11回定例会では、運営委員会の概要でお知らせしましたとおり、東海村視察報告及び意見交換(1年間を振り返って、今後の進め方)ということで開催したいと思います。なお、先ほど柏崎市から説明がありました満足度調査について、行政の原子力安全対策等のご意見を伺いたいとの話がありました。次回の議題で取り上げてよろしいかお諮りしたいと思います。ご意見がありましたらお願いします。

